

川北町簡易水道事業
経 営 戦 略

目次

1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
(2) これまでの主な経営健全化の取組	3
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	3
2. 将来の事業環境	3
(1) 給水人口の予測	3
(2) 水需要の予測	4
(3) 料金収入（税込）の見通し	4
(4) 施設の見通し	5
(5) 組織の見通し	6
3. 経営の基本方針	6
4. 投資・財政計画（収支計画）	7
(1) 投資・財政計画（収支計画）	7
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	8
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	10
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	12

川北町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 石川県 川北町
 事 業 名 : 簡易水道事業
 策 定 日 : 平成 31 年 3 月
 計 画 期 間 : 平成 31 年度 ~ 平成 40 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	昭和 41 年 2 月 10 日	計 画 給 水 人 口	5,852 人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	法非適用	現 在 給 水 人 口	6,269 人
		有 収 水 量 密 度	2.89 千 m ³ /ha

平成 30 年 3 月 31 日現在

本町の簡易水道事業は昭和 41 年 2 月 10 日に供用開始し、その後、住宅地の拡大等に伴い簡易水道の整備を進めてきました。人口普及率は平成 29 年度末現在で 100%に達しています。

② 施 設

水 源	☐ 表流水 ☐ ダム ☐ 伏流水 ☒ 地下水 ☐ 受水 ☐ その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄 水 場 設 置 数	17	管 路 延 長	39,665m
	配 水 池 設 置 数	12		
施設能力	3,252 m ³ /日		施 設 利 用 率	53.91%

平成 30 年 3 月 31 日現在

本町の簡易水道の水源は主に地下水であり、水源地から取水した水を町内 17 箇所の浄水施設で浄水処理しています。浄水処理した水は配水池で一旦貯蔵し、総延長約 40 kmの配水管を通して各家庭に配水しています。

浄水場の配水能力は 3,252 m³/日で、平成 29 年度の 1 日平均配水量は 1,753 m³であったため、施設利用率は 53.91%となっています。

③ 料 金

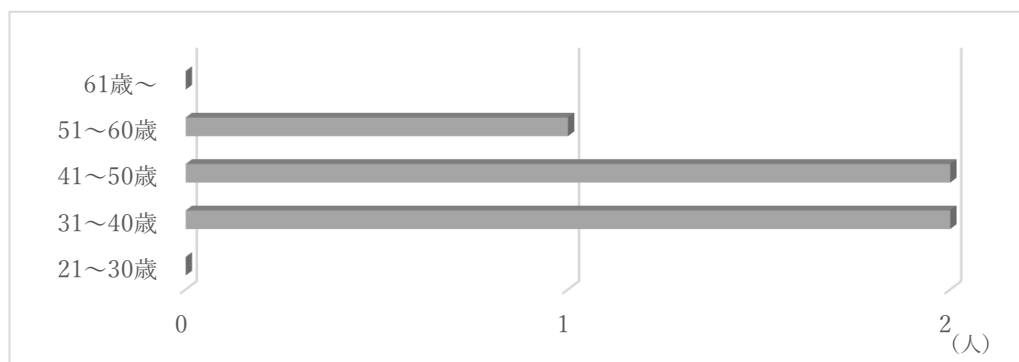
料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	本町の水道料金は、川北町簡易水道事業等給水条例第 25 条に定めており、『一般用の料金は、1 ヶ月 10 m³につき、基本料金を免除し、10 m³を超えた使用水量について、1 m³につき、50 円を乗じた額』で、『営業及び浴場営業用の料金は、その使用水量により町長が定めた額』となっています。 一般用の料金は、1 ヶ月 10 m³までの基本料金を免除することにより、安価な生活用水の供給を図るとともに、10 m³を超過してからは従量料金とすることで使用者間の負担の公平に配慮しています。 水道料金の設定に当たっては、「公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」（地方公営企業法第 21 条第 2 項）とされています。本町は、この料金のあり方についての基本原則に従い、持続可能な水道経営をめざして適正な水道料金水準を定める方針としています。
料 金 改 定 年 月 日 （ 消 費 税 の み の 改 定 は 含 ま ない ）	平成 5 年 4 月 1 日

④ 組 織

簡易水道事業は土木課が所管しており、土木課には平成 31 年 1 月 1 日現在 5 名の職員が在籍しています。土木課は簡易水道事業に関すること以外にも、道路橋梁の維持管理や河川事務に関すること、住宅及び建築に関することなど様々な業務を担当しています。

また、年齢構成は下図のとおりです。

（土木課の年齢構成）



(2) これまでの主な経営健全化の取組

● 収納率向上対策の強化

水道使用者間での負担の公平性を担保し、また、今後の更新費用などに要する財源を確保するため、滞納者に対する滞納整理業務の強化や口座振替の推進など、収納率の向上に向けた取組を実施しています。

● 漏水対策

漏水箇所を早期に発見し、配水管の修繕を行うことにより、漏水によって生じる損失を最小限に抑えています。漏水対策により、本町簡易水道の有収率は高い水準を維持しています。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

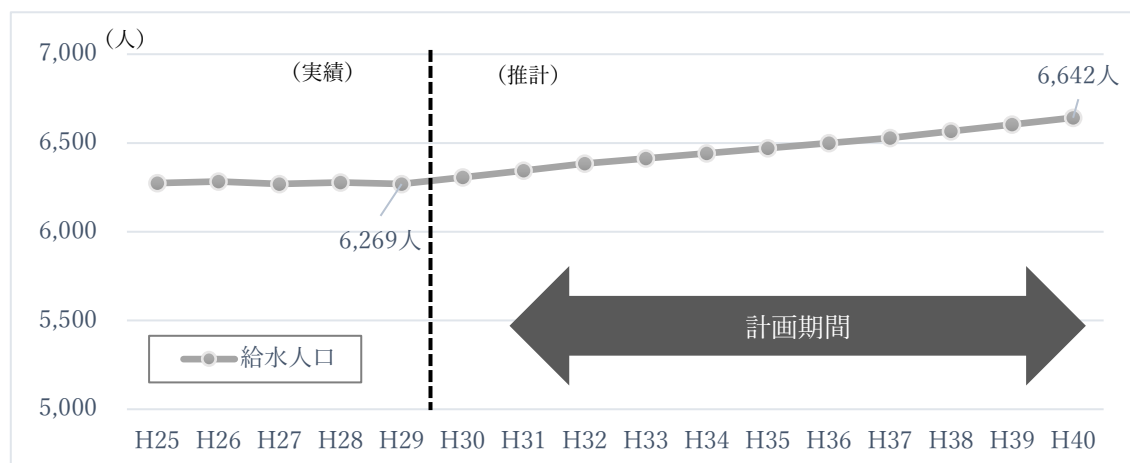
本町の経営状況について、過去5年間の趨勢分析及び類似団体との比較分析は、別添「経営比較分析表（平成29年度決算）」のとおりです。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

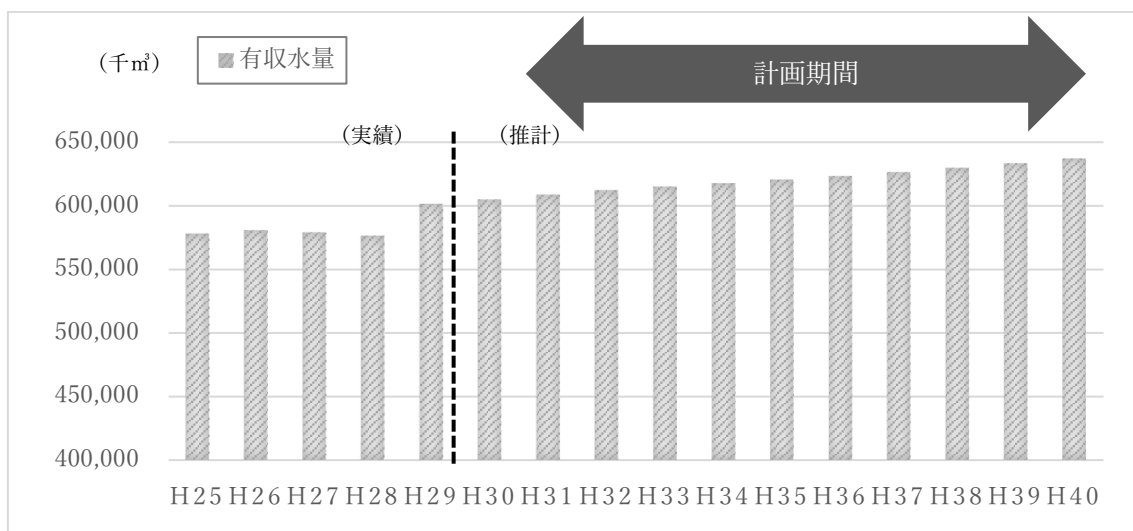
全国的に人口減少が見られる中、近年、本町の人口は増加傾向にあります。今後も出生率の改善に向けた積極的な施策展開を行うとともに、転出の抑制に向けた取組を推進することにより、この増加傾向が将来的にも継続するものと予測されます。町の将来人口は、「川北町人口ビジョン（平成28年3月）」の目標人口に直近の行政区域内人口を加味して補正しました。

将来の給水人口については、現在、給水普及率が100%に達していることから、町の人口に等しいと考えます。平成29年度に6,269人であった給水人口は、平成40年度には6,642人まで増加する見込みとなります。



(2) 水需要の予測

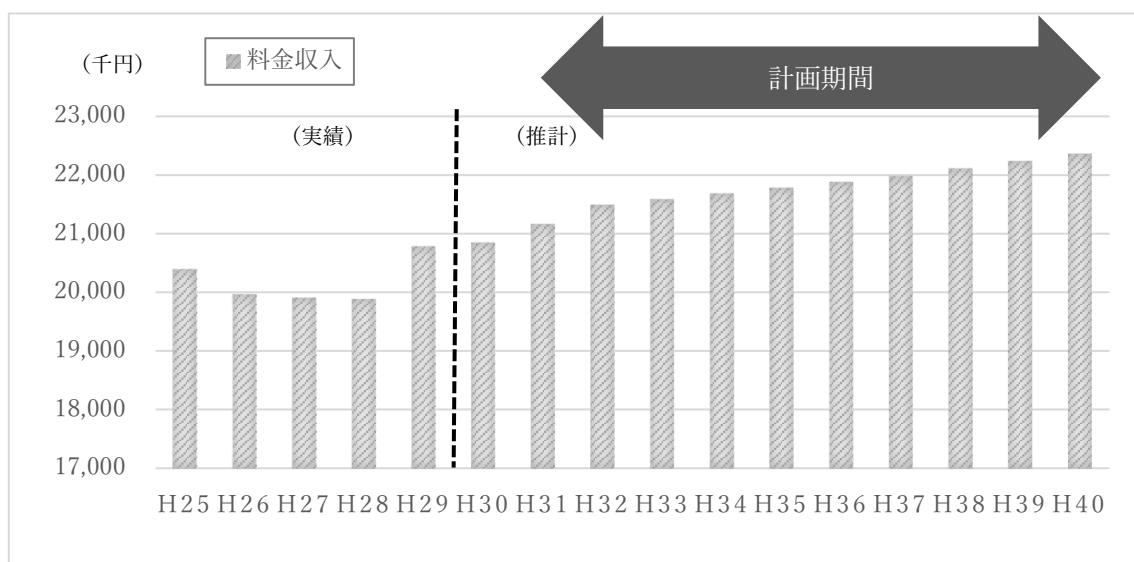
水需要（有収水量）の将来予測値は、過去の実績値に予測給水人口の増加率を乗じて算出しました。予測給水人口が増加傾向にあるため、水需要（有収水量）も増加する見込みとなります。



(3) 料金収入（税込）の見通し

料金収入の見通しは、有収水量の予測値に供給単価を乗じて算出しました。料金改定については未定のため、供給単価は平成26年度から平成29年度の実績平均値を採用しました。

有収水量の増加に伴い料金収入についても増加していくことが見込まれます。



(4) 施設の見通し

本町の簡易水道事業は平成 29 年度末現在、水道施設は 17 箇所、管路延長は約 40 kmが整備されています。

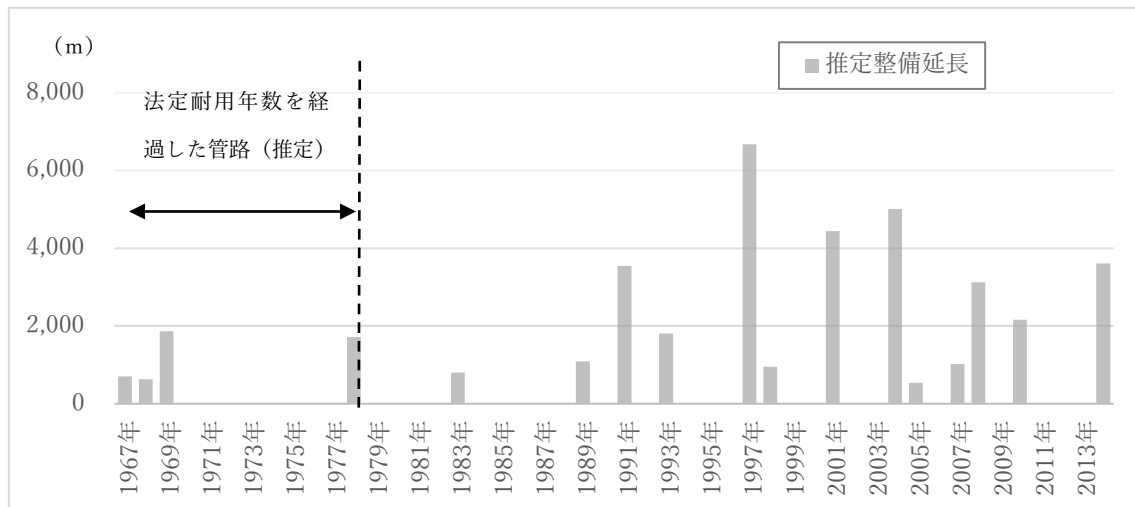
水道施設については、これまで国の補助を受けながら老朽施設の更新を行ってきました。一方で、管路はこれまで布設替えを行っていません。管路の設置年数は不明ではありますが、最も古い施設の整備年が昭和 42 年であるため、同時期に布設された管路は 50 年以上が経過しているものと推定されます。管路の耐用年数を 40 年（総務省 地方公営企業法施行規則より）とすると、昭和 53 年（1978 年）以前に布設された管路は耐用年数を超過しており、その施設数は 4 施設であり、耐用年数超過と推定される管路延長は 4,913m（全体の約 12%）です。今後も耐用年数を超える管路が増加することから、計画的な維持管理や更新が必要になります。

(水道施設の整備状況)

No.	施 設 名 称	設 置 年	管 路 延 長 (m)		配 水 池 の 数
			導 水 管	配 水 管	
1	上先出	S42 (1967 年)		705	
2	藤蔵	S43 (1968 年)		625	
3	三反田 ※	S44 (1969 年)		1,868	
4	木呂場	S53 (1978 年)		1,715	1
小計				4,913	
5	木呂場新町	S58 (1983 年)		798	
6	舟場島	H 1 (1989 年)		1,087	
7	草深	H 3 (1991 年)		3,541	1
8	土室	H 5 (1993 年)		1,806	1
9	橘	H 9 (1997 年)	41	6,632	1
10	グリーンタウン	H10 (1998 年)	20	929	1
11	壱ツ屋	H13 (2001 年)	70	4,370	1
12	橘新・朝日	H16 (2004 年)	26	4,982	1
13	なでしこタウン	H17 (2005 年)	10	526	1
14	けやきタウン	H19 (2007 年)	10	1,011	1
15	中島	H20 (2008 年)	12	3,111	1
16	ひばりタウン	H22 (2010 年)	12	2,145	1
17	田子島	H26 (2014 年)	28	3,585	1
合計			229	39,436	12

※ 三反田簡易水道施設は、平成 30 年度より設置場所を移して新施設となりました。

(管路の敷設状況 (推定))



(5) 組織の見直し

効率的な業務の遂行に向けて各職員の業務内容の見直しなどを行い、適切な業務量となるよう再配分したうえで、適正な人員数で業務を行っていきます。

3. 経営の基本方針

近年、本町の簡易水道を取り巻く環境は、水道施設の経年化、老朽化や耐震化の必要性の増大など、大きく変化しています。

快適に暮らせるまちづくりを目標に、将来にわたりライフラインとしての水道を維持しつつ、町民に信頼される水道をめざし、これまで培ってきた水道技術を承継させて将来につながる事が重要であると考えています。

本町では次の基本方針に基づき事業を運営します。

基本方針1 安心安全：安心しておいしく飲める水道

～すべての町民が安心しておいしく飲める安全な水道水の供給をめざします

基本方針2 安定供給：安定して供給できる水道

～災害時、事故時でも安定的に生活用水を確保します

基本方針3 持続：健全で持続可能な水道

～経営基盤を強化し、持続可能な水道をめざします

4. 投資・財政計画（収支計画）

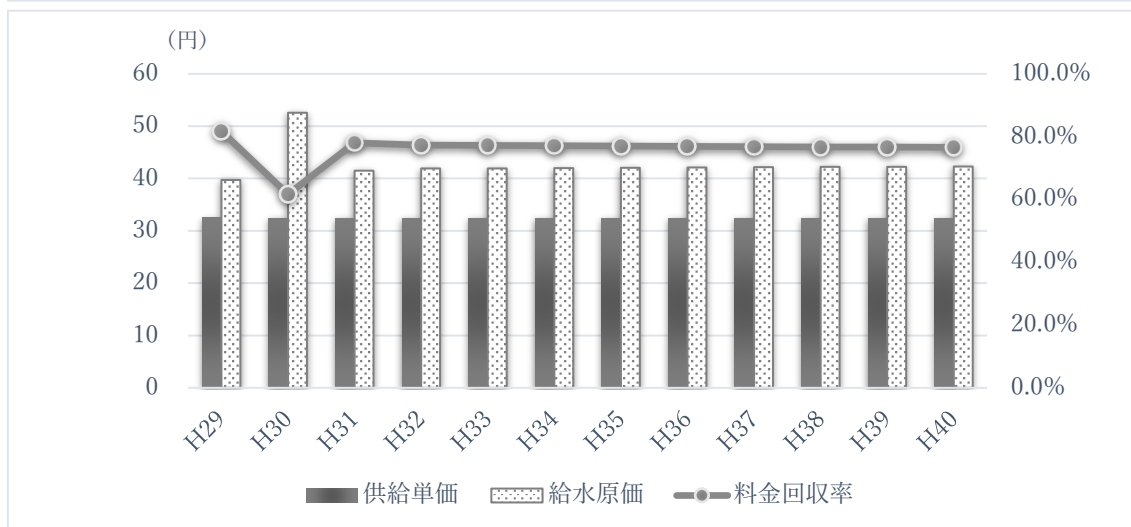
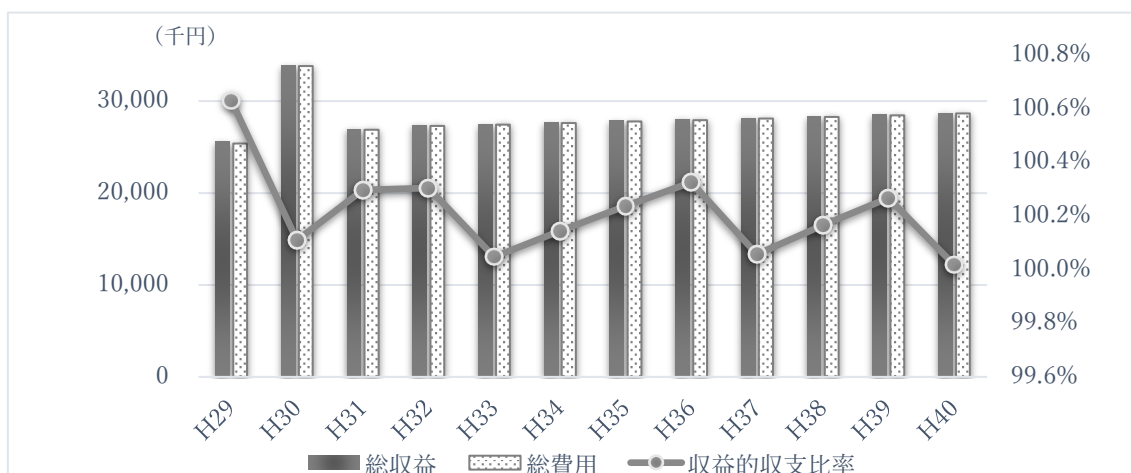
（１）投資・財政計画（収支計画）

詳細な数値は別添「投資・財政計画（収支計画）」のとおりです。

（ア）収益的収支

総収益は主に料金収入と事業調整基金の取崩収入です。総費用は主に動力費・修繕費・薬品費・委託料で、計画期間においてに大きな増減はなく、毎年2千7百万円から2千8百万円前後で推移します。料金収入で費用が賄えない分は基金取崩収入で補てんします。このため、収益的収支比率は100%前後で推移します。

人口の増加が見込まれるため有収水量が増加し、料金収入も増加傾向にありますが、同じように配水量も増加するため、これに伴って配水にかかる経費が増加し、料金回収率は横ばいとなります。

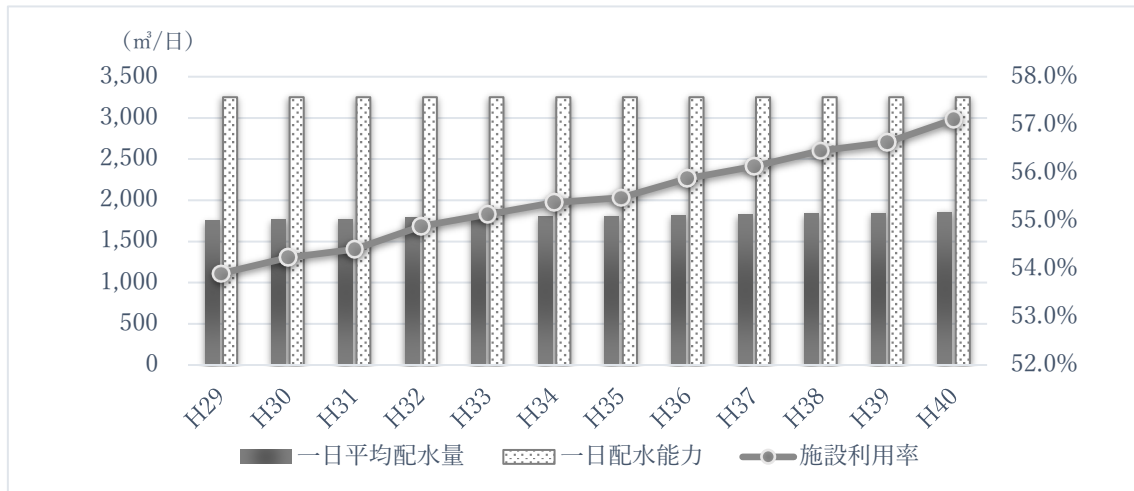


（イ）資本的収支

計画期間において、設備投資計画が未定のため資本的収支は計上していません。

(ウ) 施設の状況

計画期間において、施設設備の増強・拡大は未定であるため、配水能力は横ばいとしています。一方で給水人口の増加により1日平均配水量も増加することが見込まれるため、これにより施設利用率が上昇する見込みです。



(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標	適切な維持管理を行い、施設設備の長寿命化に努めます。
----	----------------------------

水道施設については、これまで国の補助を受けながら老朽施設の更新を行ってきました。一方で、管路はこれまで布設替えを行っていないため、簡易水道事業の供用開始当初に布設された管路は50年以上が経過しているものと推定され、老朽化が進んでいます。しかし、簡易水道事業の財政状態は、料金収入で給水にかかる経費を賄っていないため、更新工事のための資金が不足している状況です。

このため、今回策定した収支計画においては投資を見込んでいません。当面の間は今ある施設設備の定期的な点検や適切な修繕による予防保全を行い、計画的な機能改善による施設設備の長寿命化に努めます。

しかしながら、長寿命化だけでは管路の老朽化が進む一方であり、こうしたことを踏まえ昭和53年（1978年）以前の管路については、計画期間内で別途具体的な更新をする方針を立て、更に長寿命化の促進に努めます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目標	公営企業として独立採算制の原則にのっとり、適正な料金収入の確保を図り、自主財源による経営を維持します。
----	---

(ア) 料金

計画期間においては設備投資を見込んでいないため、当面の間は施設運営や維持管理にかかる費用を、主に料金収入と事業調整基金取崩収入をもって賄うという収益構造になります。事業調整基金はいずれ底をつくことが予想されますので、今後も独立採算制を維持するためには、適正な料金収入の確保について検討していく必要があります。

料金収入の積算方法については、2. 将来の事業環境 (3) 料金収入(税込)の見通しで示したとおりです。

(イ) 地方債

計画期間における設備投資は未定のため、新たな地方債の発行を予定していません。

(ウ) 繰入金

従来から毎年 30 万円の一般会計繰入金を受けています。これは、公共施設で使用する水道料金見合として受けているものであり、基準外繰入ではあるものの、料金収入と同様にサービスの対価として受け取っているものです。収支計画において、これ以外に一般会計からの繰入金は計上していません。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(ア) 職員給与費

簡易水道事業会計においては、職員給与費は計上しておりません。

(イ) 動力費

平成 29 年度の実績値から 1 m³当たりの動力費を算出し、物価上昇率を加味して各年度の予測配水量に乗じています。

(ウ) 委託料

委託の内容は水質検査業務、検針業務等で、計画期間においては年間 900 万円前後を見込んでいます。

(エ) 支払利息

平成 29 年度末現在の地方債残高はゼロであり、計画期間においても新たな起債は未定のため、支払利息は計上していません。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用（PFI・DBOの導入等）	現時点で PFI・DBO などの民間活用手法の導入予定はありません。今後、事例研究などを行い、どのような手法により経営を行うのが最も適切であるか、水供給の安全性・安定性、危機管理体制の維持等も考慮しながら、調査検討していきます。
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング） 施設・設備の合理化（スペックダウン）	地理的条件や統合にかかる費用対効果を見極めて、メリットがあると判断した場合には、簡易水道の統合を進めていきます。 事業費について精査中であるため収支計画には未反映ですが、現在、木呂場地区と木呂場新町地区の簡水を統合する構想があります。平成 33 年度頃までに、現在の施設を廃止し、最適な給水ルートを調査し管路を整理したうえで、新たな施設を建設する予定です。 今後、施設の建設を行う際には、将来の給水人口の推移や水需要の予測に基づいた中長期的な観点での、適正な施設・設備の規模を把握し、場合によっては、ダウンサイジングやスペックダウンなども視野に入れた検討を行います。
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	老朽化が進んだ施設設備や管路については、老朽化の度合いや耐震性能を考慮したうえで、更新の優先順位を適切に定め、優先順位の高いものから更新を行うとともに、長寿命化工事に対応できるものについては、長寿命化を行うなど、ライフサイクルコストが削減できるように検討を重ねていく方針です。 なお、事業費や場所、時期について未定であるため収支計画には未反映ですが、老朽化した管路の布設替えを順次実施していくことを予定しています。
広域化	広域化を行った自治体の先進事例等を参考に、広域化による効果の検証などを行い、町の方向性を検討していきます。
その他の取組	施設・設備については、保守・点検を定期的を実施し、適切な維持管理に努めます。 定期的な漏水調査を実施し、有収率向上のための効果的な修繕を実施します。

② 財源について検討状況等

料金	投資・財政計画では、計画期間において、料金改定は未定ですが、料金回収率は100%を超えておらず、水供給にかかる費用が料金で賄えていない状況が継続しています。料金体系については、定期的に見直しを実施し、適正な料金水準を設定することにより、簡易水道事業の健全な運営を確保していきます。
地方債	更新投資等については、現在及び将来の住民にとって負担が平等となるように財源構成を検討します。料金収入で賄えない部分は地方債を発行することとなりますが、将来の収支見通しを勘案し、過剰な地方債の発行は抑制します。
繰入金	今後も公営企業に求められている独立採算制の基本原則にのっとり、可能な限り繰入金を受けずに経営を行います。
資産の有効活用等による収入増加の取組	該当資産はありません。
その他の取組	該当事項はありません。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	現在、水質検査業務、検針業務などを外部委託していますが、今後も、民間委託を行うことによる経済性と業務の効率性、さらには技術継承の面などを考慮して、業務委託の範囲を検討していきます。 また、委託料については、業務内容を勘案して適正な水準となっているかの検証を行います。
修繕費	既存施設の定期的な保守点検を実施し、故障を未然に防ぐことにより修繕費の抑制を図ります。
動力費	施設の更新を行う際には、ダウンサイジングやスペックダウンすることにより動力費の削減に努めます。
職員給与費	簡易水道事業会計においては職員給与費を計上していません。
その他の取組	諸経費については、契約金額又は購入金額の適正化に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

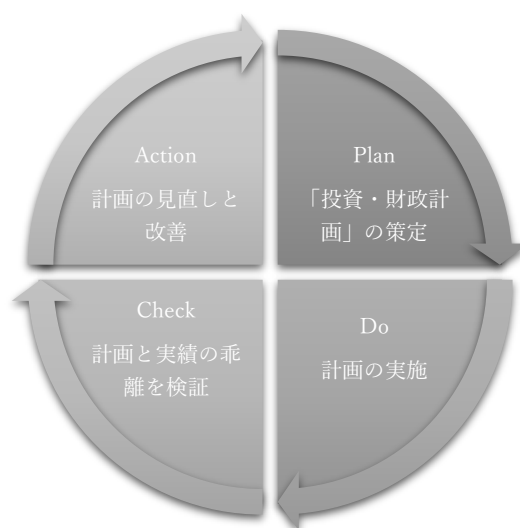
事後検証・更新については、PDCA サイクルの考え方を活用し、毎年度の進捗管理及び3年～5年毎の検証・見直しに分けて以下のように実施します。

毎年度の進捗管理

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認
- 著しい乖離がある場合には、その原因と対策を検討
- 経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性を確認

3年～5年毎の検証・見直し

- 投資・財政計画の実績推移の把握
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価
- 投資計画における内容の精査
- 新たな投資が必要な場合にはその財源についても再検証
- 経営指標の算定による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定



別添

経営比較分析表（平成 29 年度決算）
投資・財政計画（収支計画）

経営比較分析表（平成29年度決算）

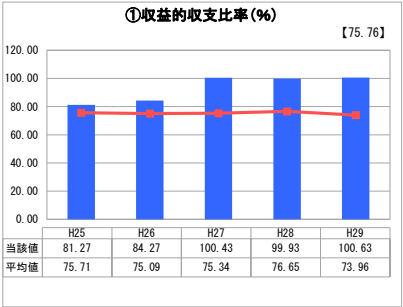
石川県 川北町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	100.00	500	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
6,255	14.64	427.25
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
6,269	2.08	3,013.94

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 平成29年度全国平均

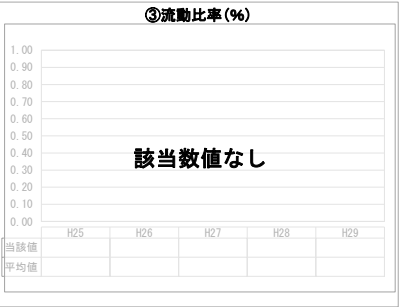
1. 経営の健全性・効率性



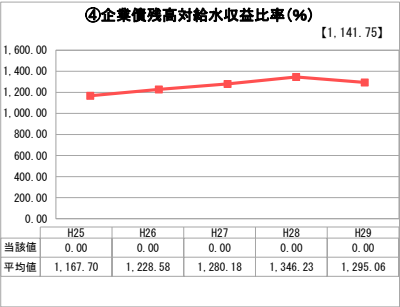
「単年度の収支」



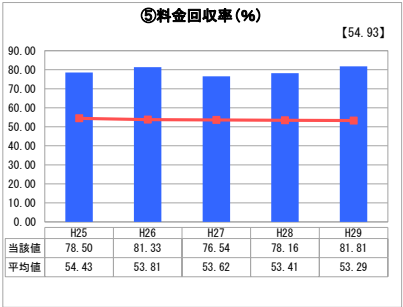
「累積欠損」



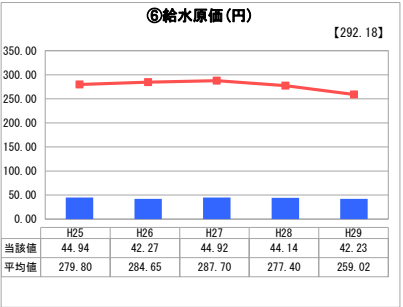
「支払能力」



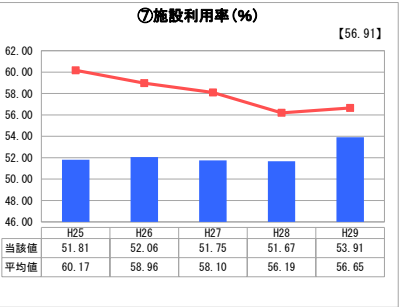
「債務残高」



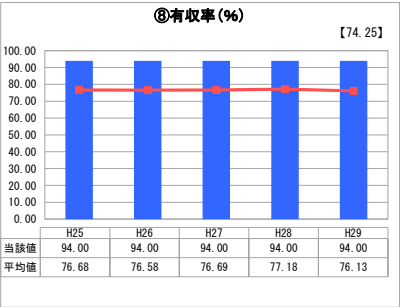
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「供給した配水量の効率性」

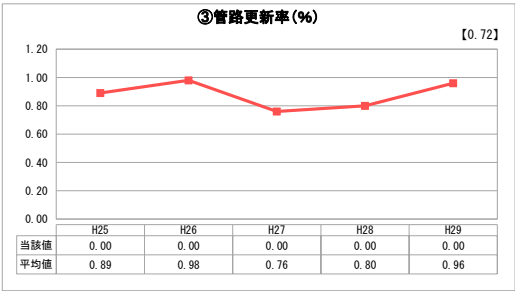
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ・収益的収支比率について、100%を上回っており単年度の収支は黒字である。
- ・給水原価について、H29年度末現在においては、目立った費用の増加や年間総有収水量の変化も無く、安定した給水原価を維持している。
- ・施設利用率について、遊休状態の施設は存在しないが、季節の需要の変動により大きく変わることから、年間の平均値を示す当該値は類似団体の平均値を大きく下回っている。

2. 老朽化の状況について

- ・当該年度における更新した管路延長は0のため当該値は0となる。老朽化した管路を適切に把握し、順次更新を行っていくことが必要と考えている。

全体総括

- ・遊休状態の施設も無く、安定した給水原価を維持している。収益的収支比率については、単年度の収支としては黒字であるが、老朽化した管路の把握や、それらに対する更新作業等に充てる財源を確保するといった課題もあり、今後はこれらを踏まえてさらなる経営の健全性、効率性を高めていく必要がある。

※ 平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円、%)

[illegible]

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円、%)

[illegible][illegible]